

議第121号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第2条の見出し中「納入義務者」を「徴収」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高速度の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用することが著しく困難であると認められる地域として市長が定める地域において実施する移動通信用鉄塔施設整備事業については、分担金を徴収しない。

附 則

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

提案理由

高速度の電気通信を利用することが著しく困難であると認められる地域において移動通信用鉄塔施設整備事業を実施する場合は、分担金を徴収しないこととする必要があるので提案する。